

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会

計画策定・改定WG

第1回WG

開催日時:令和7年9月26日

はじめに

- 本ワーキンググループは、災害廃棄物処理計画を策定または改定される市町村への支援を目的とします。
- 本ワーキンググループでは、災害廃棄物処理計画に必要な内容について理解を深めます。また、計画策定／改定にあたり必要な検討事項を、北海道地方環境事務所の提供する「市町村災害廃棄物処理計画策定 ワークシート」(北海道版)や計算エクセル等を用いて説明します。
- 希望される自治体には、個別課題に関する相談、「市町村災害廃棄物処理計画策定 ワークシート」(北海道版)を用いた骨子案作成のサポートを行います。

北海道地方環境事務所の災害廃棄物関連のページ

<https://hokkaido.env.go.jp/recycle/new.html>

本日のプログラム

① 災害廃棄物処理計画策定の目的

② 本WGの概要及びスケジュール

③ 事前アンケートの結果

④ 北海道版ワークシートの紹介

⑤ 計画の発災時の利用方法

⑥ 宿題(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)



本日のプログラム

1 災害廃棄物処理計画策定の目的



2 本WGの概要及びスケジュール

3 事前アンケートの結果

4 北海道版ワークシートの紹介

5 計画の発災時の利用方法

6 宿題(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)

近年の災害発生状況

平成23年東日本大震災



出典:東日本大震災アーカイブ宮城(女川町)

平成28年熊本地震



平成30年北海道胆振東部地震



出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

近年の災害発生状況

令和2年8月豪雨

熊本県人吉市



令和3年8月豪雨

青森県むつ市



令和4年8月豪雨

新潟県村上市



令和6年能登半島地震 石川県輪島市



災害廃棄物とは

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物。
- 廃棄物処理法に則り市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
 - ⇒平時より、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物処理計画を策定するなどの措置を講じる必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

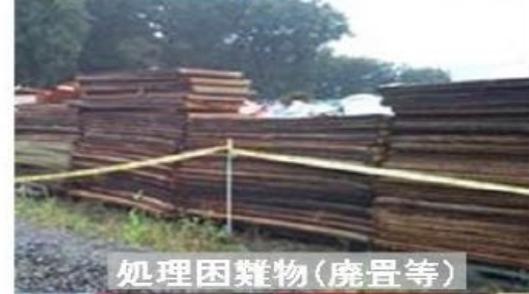
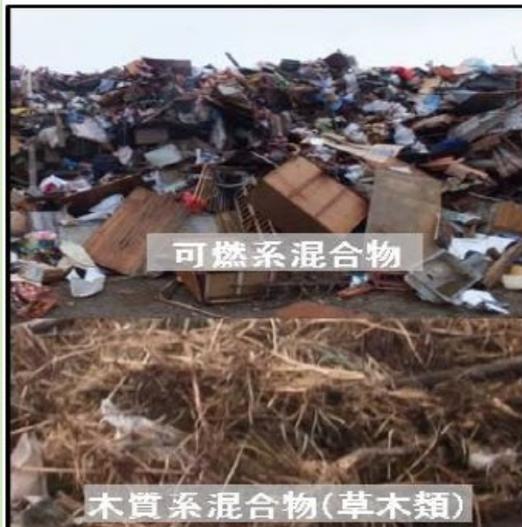
関連規定の抜粋(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

災害廃棄物の分類



出典:環境省における災害廃棄物対策の最近の取組状況について(令和6年10月)

道内市町村の災害廃棄物処理計画策定状況

- 令和5年度目標達成
- 策定率のさらなる向上を目指す

	実績 (令和5年度末時点)	策定率目標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
全道	49% 87/179	40% 72/179	50% 90/179	60% 107/179
推進地域※	65% 40/62	50% 31/62	60% 37/62	70% 43/62

※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

◆ エリア別策定率

	市町村数		計画策定済市町村数		計画策定率	
	全道	推進地域	全道	推進地域	全道	推進地域
道央	70	17	34	14	49%	82%
道南	18	10	9	3	50%	30%
道北	41	1	14	1	34%	100%
道東	50	34	30	22	60%	65%
合計	179	62	87	40	49%	65%

(令和6年3月時点)

災害廃棄物処理の三原則

災害廃棄物の処理は、被災した市民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って処理にあたるのが重要です。また、適切な分別を行う等、費用にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねません。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、分別・リサイクルを推進することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がります。

安全

- 被災した市民の衛生環境や安全を第一に。
- アスベストを含む廃棄物や危険物・有害廃棄物等(スプレー缶、薬品、灯油等)は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

スピード

- 周辺的环境や住民の健康に著しい悪影響を及ぼしている場合(例:腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等)は、スピード重視で処理を行う必要があります。

災害廃棄物の 処理の三原則

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の経済的負担を軽減することにつながります。
- これら多額の予算を執行するためには、膨大な量の事務作業が発生しますので、早めに必要な人員を確保することも重要です。

災害廃棄物処理の初動対応

発災直後の初動期には、複数の業務を、同時並行で行う必要がある。

フェーズ	分類				
災害発生 ~12 時間 (水害の場合は、発災前から実施)	1) 安全及び組織体制の確保 (p14) ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行	2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (p15)	3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (p18)	4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (p19)	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (p21)
	災害廃棄物処理計画を策定しておくことで、迅速に災害廃棄物の初動対応を行う体制に移行する				
~24 時間	※ 委託業者、許可業者の確認も含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 ★		① 仮置場の確保 ★	
~3 日		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ★ ⑤ 被災状況に応じた支援要請	①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知	② 災害廃棄物の回収方法の検討 ★ ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知	
~1週間	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ★：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。		③ 収集運搬の実施	⑤ 仮置場の設置・管理・運営	① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続

災害廃棄物処理計画とは、

発災時に迅速に初動を行うための、



時間、人員、データが利用しやすい
平時に立てる**事前計画**



発災時にどのように災害廃棄物に
対処するかを定めた**事前計画**



通常生活に早期復帰するための**事前計画**



被害予測に基づく、廃棄物発生推計量と、その処理に必要な人材、費用、
施設、機材や、補助金申請の手続きなどが示された**手引き**



計画づくりの留意点

- 1)計画文書作成そのものよりも、計画づくりの過程を通じた発災時の対応力向上を図る
- 2)計画づくりを通して、関係主体との調整・関係向上を図る
- 3)発災後の柔軟な対応を可能とするよう、対応の細部よりも、原則を重視する(想定通りの災害は起こらない)
- 4)災害と、災害に対応する人間社会に関する正しい知識に基づいて策定する(正常性バイアス)
- 5)「持続可能な」災害対応を考慮する(訓練の実施などの平時の備え)
- 6)災害マネジメントサイクルを通じた計画とする

災害廃棄物処理計画の効果

◆ 処理計画の効果

Good
Practice

<策定済の自治体>

発災翌日には仮置場が開設できた。また、分別管理を徹底できた。(処理に係るコスト、時間が短縮、早期の現状復帰)



Bad
Practice

<未策定の自治体>

街中に分別すべきごみが混合状態で路上堆積する事態が各所で発生した。(処理に係るコスト、時間が増加)



本日のプログラム

1 災害廃棄物処理計画策定の目的

2 **本WGの概要及びスケジュール**

3 事前アンケートの結果

4 北海道版ワークシートの紹介

5 計画の発災時の利用方法

6 宿題(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)



本WGの概要

- 本ワーキンググループは、災害廃棄物処理計画を策定または改定される市町村への支援を目的とします。
- 本ワーキンググループでは、災害廃棄物処理計画に必要な内容について理解を深めます。また、計画策定／改定にあたり必要な検討事項を、北海道地方環境事務所の提供する「市町村災害廃棄物処理計画策定 ワークシート」(北海道版)や計算エクセル等を用いて説明します。
- 希望される自治体には、個別課題に関する相談、「市町村災害廃棄物処理計画策定 ワークシート」(北海道版)を用いた骨子案作成のサポートを行います。

北海道地方環境事務所の災害廃棄物関連のページ

<https://hokkaido.env.go.jp/recycle/new.html>

本WGのスケジュール

日程	内容(案)
第1回 (R7.9月)	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画策定の目的 事前アンケート結果 北海道版ワークシートの紹介 計画の発災時の利用方法
第2回 (R7.10月)	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定の確認 災害廃棄物処理計画に必要な内容の説明 (組織体制、災害廃棄物発生量・処理可能量等の推計) 素案策定要請 【演習】災害廃棄物発生量・処理可能量、避難所ごみ・仮設トイレし尿処理量の推計
第3回 (R7.11月)	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画に必要な内容の説明 (処理フロー、収集運搬体制、仮置場、住民周知) 【演習】仮置場必要面積の推計、住民周知手法に関する意見交換 参加メンバーから出た課題・不明点について、意見交換を実施
第4回 (R8.1月)	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画に必要な内容の説明 (処理困難物、環境対策・モニタリング、公費解体) 素案について、実際に計画とする際の課題の共有、意見交換

本日のプログラム

1 災害廃棄物処理計画策定の目的

2 本WGの概要及びスケジュール

3 **事前アンケートの結果**

4 北海道版ワークシートの紹介

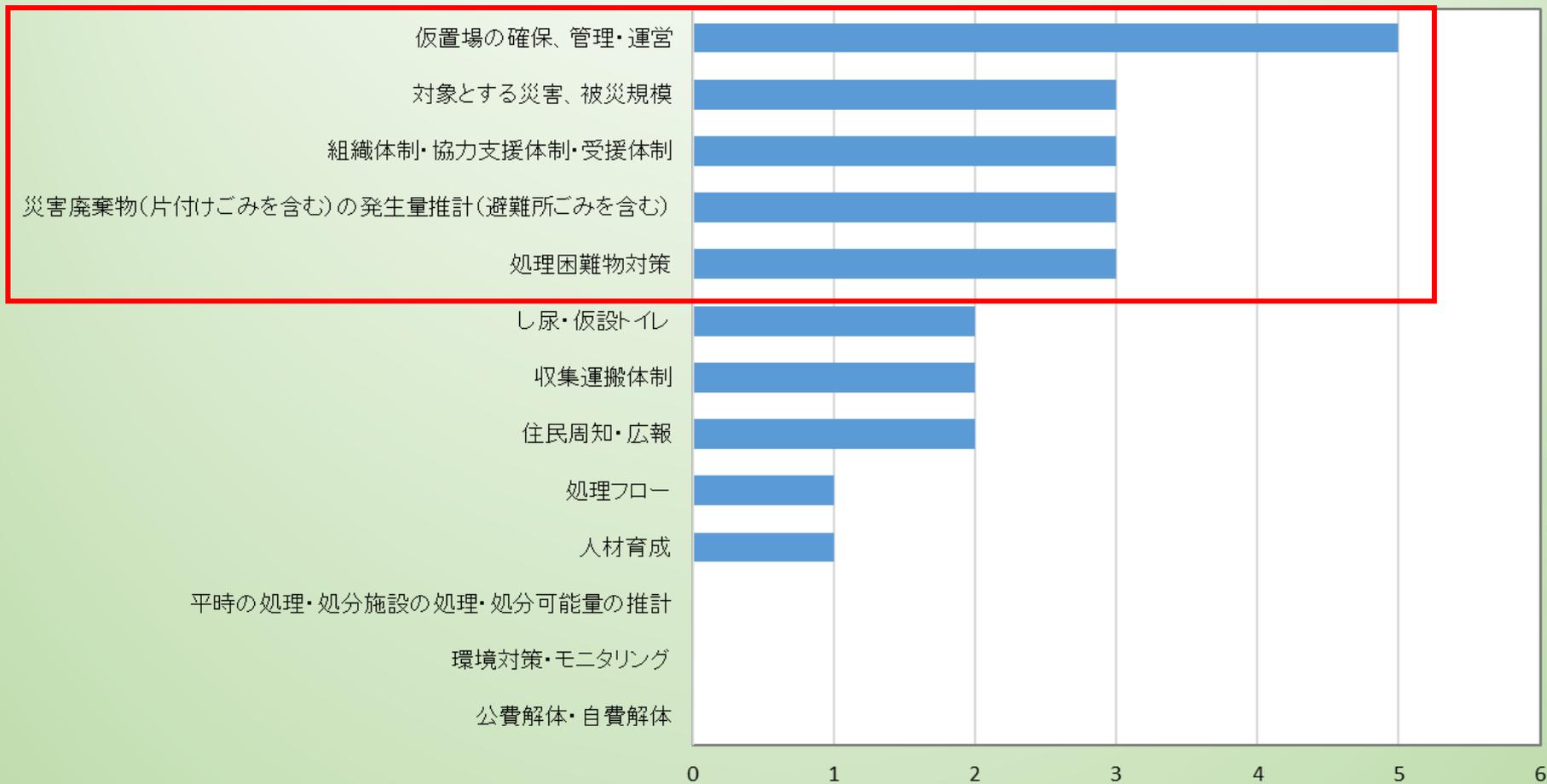
5 計画の発災時の利用方法

6 宿題(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)



事前アンケート結果

● 本WGにおいて説明を希望する内容



事前アンケート結果

- 特に留意すべきと考えている事項
 - 仮置場に利用可能な市有地がない(北海道の未利用地を仮置場として選定しているが、売地のため災害時に利用できるかわからない)
 - 仮置場に利用可能な公共用地が少ない
 - 北海道や他の自治体(特に内陸都市部)の計画を参考に、最新の情報を取り入れた実効性のある改定をしたい。
 - 千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、市内全域が浸水域となるため、当市で人的・物的な体制が取れず、何もできない可能性が高い

事前アンケート結果

- 計画策定にあたり、懸念している事項等
 - 計画改定にあたり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震にかかる想定、対応の追記等について検討している。
 - 災害廃棄物の処理量の計算などを知りたい、骨子案を作成してほしい。
 - 計画のモデルケースや実際に被災した場合と計画との差異などについて実例があると助かる。
 - 千島海溝沿い巨大地震は、国や道が計画策定をしたほうが実効性が高いと考える。

本日のプログラム

1 災害廃棄物処理計画策定の目的

2 本WGの概要及びスケジュール

3 事前アンケートの結果

4 **北海道版ワークシートの紹介**

5 計画の発災時の利用方法

6 宿題(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)



ワークシートを使った骨子案作成

本ワークショップでは、北海道版ワークシート(第3版)を使って、貴自治体の「災害廃棄物処理計画」の骨子案を作成していきます。

- ワークシートには、これを解説するマニュアル(自治体支援マニュアル)も用意
- 基礎的数値の推計方法は、各市町村の状況に合わせて採用できるよう複数提示
- 北海道特有の事項(産業、冬季対応等)についても記載
- 必要事項を記入すれば計画素案が完成する仕様
- ワークシート(Wordデータ)、計算エクセル(Excelデータ)を提供

北海道地方環境事務所の災害廃棄物関連のページからダウンロードが可能です

<https://hokkaido.env.go.jp/recycle/new.html>

市町村災害廃棄物処理計画
策定ワークシート

【北海道版】

第 3 版

令和6年3月

この「ワークシート」は、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援のために作成したものであり、計画に盛り込むべき事項等を提示していますので、市町村で災害廃棄物処理計画を策定する際の参考とし、地域の実情などを十分に反映した計画としてください。

ワークシートの構成

目次の赤字部分が、特に加筆・修正が必要な項目となっています。

目次

1 編 総則.....	1
1 章 背景及び目的.....	1
2 章 本計画の位置づけ.....	1
3 章 基本的事項.....	3
(1) 対象とする災害.....	3
(2) 対象とする災害廃棄物.....	4
(3) 災害廃棄物処理の基本方針.....	5
(4) 処理主体等.....	5
(5) 地域特性と災害廃棄物処理.....	5
(6) 教育訓練・研修.....	7
2 編 災害廃棄物対策.....	8
1 章 組織体制・指揮命令系統.....	8
(1) ○○市(町村)災害対策本部.....	8
(2) 災害廃棄物対策の担当組織.....	9
2 章 情報収集・連絡.....	12
(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報.....	12
(2) 国、道、都府県等との連絡.....	13
(3) 道との連絡及び報告する情報.....	16
3 章 協力・支援体制.....	17
(1) 自衛隊・警察・消防との連携.....	17
(2) 市町村等、道及び国の協力・支援.....	17
(3) 民間事業者団体等との連携.....	19
(4) ボランティアとの連携.....	20
(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替.....	21
4 章 住民等への啓発・広報.....	22
(1) 住民等への広報等.....	22
(2) 電話・報道等対応.....	22
5 章 一般廃棄物処理施設等.....	23
(1) 一般廃棄物処理施設の現状.....	23
(2) 仮設トイレ等し尿処理.....	24
6 章 災害廃棄物処理対策.....	25
(1) 災害廃棄物処理の全体像.....	25
(2) 災害種類別の災害廃棄物の特徴.....	26
(3) 発生量.....	27
(4) 処理可能量.....	33
(5) 処理スケジュール.....	36
(6) 処理フロー.....	37
(7) 収集運搬.....	39
(8) 仮置場.....	40
(9) 環境対策、モニタリング.....	46
(10) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体).....	48
(11) 選別・処理・再資源化.....	50
(12) 最終処分.....	52
(13) 広域的な処理・処分.....	52
(14) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策.....	53
(15) 土砂系混合物(津波堆積物).....	54
(16) 水害による廃棄物への対応.....	55
(17) 思い出の品等.....	56

(18) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策.....	57
7 章 災害廃棄物処理実行計画の作成.....	59
8 章 処理事業費等.....	60
(1) 災害等廃棄物処理事業.....	60
(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業.....	60
9 章 災害廃棄物処理計画の見直し.....	61

◆目次の凡例
 赤字文字：特に加筆・修正が必要な項目
 ◆本文中の凡例
 ○○○：加筆・修正が必要な箇所
 図番号「図●」、表番号「表●」：●は適宜記入してください。

※赤字文字以外の箇所についても、市町村の実情に合わせて適宜加筆・修正してください。

- 対象とする災害
- 地域特性と災害廃棄物処理
- 市町村災害対策本部
- 災害廃棄物対策の担当組織
- 国、道、都府県等との連絡
- 市町村等、道及び国の協力・支援
- 民間事業者団体等との連携
- 一般廃棄物処理施設の現状
- 仮設トイレ等し尿処理
- 発生量
- 処理可能量
- 処理フロー
- 収集運搬
- 仮置場
- 最終処分

ワークシートと道計画等との対応

北海道版ワークシート 目次

北海道災害廃棄物処理計画 対応頁

参考資料 対応頁等

北海道版ワークシート 目次	本編対応頁	北海道災害廃棄物処理計画 資料編対応頁	参考資料※
1 編 総則			
1章 背景及び目的	p.1	—	災害廃棄物対策指針(p.1-1)
2章 本計画の位置づけ	p.1~2	—	災害廃棄物対策指針(p.1-3~1-4)
3章 基本的事項	—	—	—
(1) 対象とする災害	p.3	p.2-1~2-4	地域防災計画、被害想定
(2) 対象とする災害廃棄物	p.3	—	災害廃棄物対策指針(p.1-9~1-10)
(3) 災害廃棄物処理の基本方針	p.9~10,24	—	地域防災計画
(4) 処理主体等	P8,30	—	災害廃棄物対策指針(p.1-11,2-19,2-37)
(5) 地域特性と災害廃棄物処理	—	—	地域防災計画
(6) 教育訓練・研修	p.31	p.1-20	災害廃棄物対策指針(p.2-5~2-6)
2 章 廃棄物の処理			
1章 組織体制・指揮命令系統	—	—	—
(1) ○○市(町村)災害対策本部	—	p.1-1~1-2	地域防災計画
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	—	p.1-2	地域防災計画
2章 情報収集・連絡	—	—	—
(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報	p.28	p.1-3~1-4	災害廃棄物対策指針(p.2-2,2-20,2-37)
(2) 国、道、都府県等との連絡	—	p.1-6	災害廃棄物対策指針(p.2-2~2-3)
(3) 道との連絡及び報告する情報	p.27~28	p.1-3	災害廃棄物対策指針(p.2-2,2-20,2-37)
3章 協力・支援体制	—	—	—
(1) 自衛隊・警察・消防との連携	—	p.1-12	地域防災計画、災害廃棄物対策指針(p.2-2,2-21,2-37)
(2) 市町村等、道及び国の協力・支援	p.32	p.1-4~1-9,1-12	地域防災計画、災害廃棄物対策指針(p.2-2~2-4,2-21~2-22,2-37)
(3) 民間事業者団体等との連携	—	p.1-12~1-13,参考資料	地域防災計画、災害廃棄物対策指針(p.2-4,2-22,2-38)
(4) ボランティアとの連携	—	—	地域防災計画、災害廃棄物対策指針(p.2-5,2-22,2-38)
(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替	p.30	p.1-10	災害廃棄物対策指針(p.1-1,2-5,2-19,2-35)
4章 住民等への啓発・広報	—	—	地域防災計画、災害廃棄物対策指針(p.2-16~2-17,2-35,2-48,技25-1,25-2)
(1) 住民等への広報等	p.29	p.1-5,1-22	—
(2) 電話・報道等対応	—	—	—
5章 一般廃棄物処理施設等	—	—	—
(1) 一般廃棄物処理施設の現状	—	—	一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物対策指針(p.2-6~2-7,2-22,2-38)
(2) 仮設トイレ等屎処理	—	—	災害廃棄物対策指針(p.2-7,2-22~2-23,2-38,技14-3)
6章 災害廃棄物処理対策	—	—	—
(1) 災害廃棄物処理の全体像	p.12	—	—
(2) 災害種類別の災害廃棄物の特徴	—	—	技14-2
(3) 発生量	—	p.2-4~2-9,3-1~3-6	災害廃棄物対策指針(p.2-7~2-9,2-24~2-25,技14-2,技14-3)
(4) 処理可能量	—	p.2-10~2-13	災害廃棄物対策指針(p.2-8~2-9,2-24~2-25,技14-4)
(5) 処理スケジュール	—	—	災害廃棄物対策指針(p.2-9,2-25~2-26,2-39,技14-5)
(6) 処理フロー	p.12~13	—	災害廃棄物対策指針(p.2-9,2-26,2-39,技15)
(7) 収集運搬	p.16,22	—	災害廃棄物対策指針(p.2-9~2-10,2-26~2-27,2-39~2-40,技14-2,技14-3,技17-2~17-4)
(8) 仮置場	P13~17	—	災害廃棄物対策指針(p.2-10~2-12,2-27~2-29,2-40~2-41,技18-1~18-7,1)
(9) 環境対策、モニタリング	—	—	災害廃棄物対策指針(p.2-12,2-29,2-41,技18-5)
(10) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)	—	—	災害廃棄物対策指針(p.2-13~2-14,2-30~2-31,2-42~2-43,技19-1,19-2)
(11) 選別・処理・再資源化	P17~18	—	災害廃棄物対策指針(p.2-14,2-31~2-33,2-43~2-46,技22)
(12) 最終処分	p.20	p.2-11~2-13	災害廃棄物対策指針(p.2-14,2-46,技23)
(13) 広域的な処理・処分	p.23	p.1-6~1-18	災害廃棄物対策指針(p.2-14,2-46)
(14) 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物の対策	p.21	—	災害廃棄物対策指針(p.2-15,2-34,2-47,技24-15)、災害時処理困難物対応マニュアル(環境省中国四国地方環境事務所)
(15) 土砂系混合物(津波堆積物)	—	p.2-7	災害廃棄物対策指針(p.2-15,2-34,2-47,技24-13)、東日本大震災津波堆積物処理指針(平成23年7月 環境省)
(16) 水害による廃棄物への対応	—	—	災害廃棄物対策指針(p.2-18,2-36,2-49,技24-19)
(17) 思い出の品等	—	—	災害廃棄物対策指針(p.2-15~2-16,2-34,2-47,技24-17)
(18) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策	—	—	—
7章 災害廃棄物処理実行計画の作成	—	—	災害廃棄物対策指針(p.1-5~1-7,2-24,2-39)
8章 処理事業費等	—	—	—
(1) 災害等廃棄物処理事業	—	—	災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)(平成26年6月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)
(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業	—	—	災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)(平成26年6月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)
9章 災害廃棄物処理計画の見直し	p.7,35	—	災害廃棄物対策指針(p.2-17)

出典:災害廃棄物処理計画策定自治体支援マニュアル 第3版

ワークシートの特徴

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。本市（町村）では、表1-3-1及び表1-3-●に示す被害が想定されている。

表 1-3-1 想定する災害（地震）

項目		内容	
	想定地震	〇〇地震	〇〇地震
	最大震度	〇〇	〇〇
建物被害	全壊	〇〇棟	〇〇棟
	半壊	〇〇棟	〇〇棟
	焼失：木造	〇〇棟	〇〇棟
	焼失：非木造	〇〇棟	〇〇棟
	津波浸水面積	〇〇m ²	〇〇m ²
	避難者数	〇〇人	〇〇人

赤字部分（必須事項）を埋めていくことで、最低限の計画が完成する

表 1-3-● 想定する災害（水害）

項目		内容	
	想定水害	〇〇川	〇〇川
建物被害	全壊	〇〇棟	〇〇棟
	半壊	〇〇棟	〇〇棟
	床上浸上	〇〇棟	〇〇棟
	床下浸水	〇〇棟	〇〇棟

作業内容は、コメントに記載されている。記載が終わったら、コメントボックスは削除する。

・貴市（町村）の地域防災計画等に基づいて、災害廃棄物処理計画で対象とする災害について記載してください。入手可能な情報に合わせて、適宜変更してください。
 ・地震・水害の名称は、想定が具体的にわかるよう「北海道南西沖地震」のような名称を記載して下さい。

ワークシートの特徴

(4) 処理主体等

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、〇〇〇市(町村)が第一義的に処理の責任を負う。

災害廃棄物が大量に発生し、処理施設の被災等により処理能力が不足するなど自区域内での処理が困難となる場合は、道の広域的な調整を要請し、産業廃棄物処理業者や自治体による広域的な処理を行う。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、本市(町村)が地震や水害等により甚大な被害を受け、道等の支援等を受けてもなお適切な事務処理ができない場合は、道に事務委託を行うこととする。

本文についても、同様に赤字を修正することで、計画の本文とすることができる

(5) 地域特性と災害廃棄物処理

本市(町村)の概要を表1-3-●、位置図を図1-3-●に示す。

本市(町村)の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、津波の襲来等により集落間のアクセスが崩壊する可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。

市(町村)内には、有害物質等を取り扱う企業等はないものの、漁業や施設園芸が盛んであることから、漁網や園芸ハウス、これらで必要となる燃料タンク等が被災、廃棄物となった場合の対応を検討しておく必要がある。

本市(町村)では、ごみの中間処理業務を〇〇市(町村)、〇〇市(町村)、・・・で構成される〇〇一部事務組合において共同処理を行なっていることから、災害廃棄物処理事務の実施に際しては、近隣自治体との連携を図る必要がある。また、産業廃棄物処理業者もいることから、災害廃棄物処理に際しては、これら民間のノウハウや資材等の活用を検討しておく。

文章は参考として示しています。貴市(町村)の地域特性に応じて、適宜変更して下さい。

◆記載事項(例)：地形・地勢・気候、人口・都市形成、交通、産業、行政組織、一般廃棄物処理状況、産業廃棄物処理状況、災害廃棄物の特徴など

ワークシートの記載内容①

ワークシートはこのような構成になっています。赤字で示した項目をそれぞれの自治体にあわせた内容として作成していただくこととしています。もちろん、黒字の項目をアレンジしていただいても構いません。

1編 総則

1章 背景及び目的

2章 本計画の位置づけ

3章 基本的事項

(1)対象とする災害

⇒自治体で考えられる地震、津波、風水害、土砂災害等を定義
最大の被害をもたらすと考えられる災害について、被害棟
数等を記載

(2)対象とする災害廃棄物

(3)災害廃棄物処理の基本方針

(4)処理主体等

(5)地域特性と災害廃棄物処理

⇒処理上の留意点、産業からみた廃棄物の特性、高齢化率等

(6)教育訓練・研修

ワークシートの記載内容②

2編 災害廃棄物対策

1章 組織体制・指揮命令系統

(1)市町村災害対策本部

⇒地域防災計画より引用、作成

(2)災害廃棄物対策の担当組織

⇒関係他課を含めた災害時の担当組織、役割分担を作成

2章 情報収集・連絡

(1)市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報

(2)国、道、都府県等との連絡

⇒協定・提携状況などに応じて体制図、連絡先一覧を作成

(3)道との連絡及び報告する情報

3章 協力支援体制

(1)自衛隊・警察・消防との連携

(2)市町村等、道及び国の協力・支援

⇒他の自治体等と締結している災害時応援協定等のうち、災害廃棄物処理に活用できる協定等を抽出

(3)民間事業者団体等との連携

⇒自治体の地域防災計画を確認し、災害廃棄物処理に活用できる協定等を抽出

(4)ボランティアとの連携

(5)災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

ワークシートの記載内容③

2編 災害廃棄物対策

4章 住民等への啓発・広報

5章 一般廃棄物処理施設等

(1)一般廃棄物処理施設の現状

⇒処理施設の現況

(2)仮設トイレ等し尿処理

⇒処理施設の現況

6章 災害廃棄物処理対策

(1)災害廃棄物処理の全体像

(2)災害種類別の災害廃棄物の特徴

⇒津波の有無による想定災害廃棄物の違い

(3)発生量

⇒自治体の状況、推計量の記載

(4)処理可能量

⇒処理可能量の推計結果の記載

(5)処理スケジュール

(6)処理フロー

⇒処理フローの記載

ワークシートの記載内容④

2編 災害廃棄物対策

6章 協力支援体制

(7) 収集運搬

⇒収集運搬方法、体制

(8) 仮置場

⇒仮置場の場所、必要面積、周知、運営管理(レイアウト)

(9) 環境対策、モニタリング

(10) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)

(11) 選別・処理・再資源化

(12) 最終処分

⇒最終処分場のリスト

(13) 広域的な処理・処分

(14) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

(15) 土砂系混合物(津波堆積物)

(16) 水害による廃棄物への対応

(17) 思い出の品等

(18) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策

⇒農水産業関係の廃棄物(例:漁網、農業用資材) 他

7章 災害廃棄物処理実行計画の作成

8章 処理事業費等

9章 災害廃棄物処理計画の見直し

本日のプログラム

1 災害廃棄物処理計画策定の目的

2 本WGの概要及びスケジュール

3 事前アンケートの結果

4 北海道版ワークシートの紹介

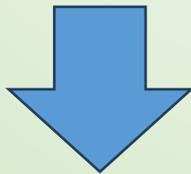
5 計画の発災時の利用方法

6 宿題(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)



発災時にしなければならないこと

発災時には、わずかな期間・人員で、多くの業務をこなさなければならない。



初動期の混乱を回避し、迅速に災害廃棄物処理体制に移行することで、安全かつスピード感を持って、廃棄物の処理を行うことができる。

表1 初動対応時の業務リスト(例)【手順①、②、③】

組織区分	担当	業務区分	業務概要	業務実施期間					業務目標完了時間	支援要請業務	
				12時間	24時間	3日	1週間	3週間			3週間以上
従来組織	総務課	応急	災害時組織体制へ移行する。 災害対策本部の対応を行う。 安否情報及び被害情報を要約する。	↔	↔	↔			12時間		
		通常	部局内の予算及び決算対応を行う。(災害対応業務以外) 部局内事務について連絡調整する。(災害対応業務以外)					↔		3日	
	廃棄物対策課	応急	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制を構築する。 し尿の収集運搬体制を構築する。 上記の収集運搬体制を進捗に応じて見直し、必要に応じて支援要請する。		↔	↔				3日	
		通常	一般廃棄物にかかわる施策の企画・調整を行う。 一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物の分別及び収集運搬計画を策定する。					↔			
	ごみ減量課	通常	不法投棄・野外焼却等の監視パトロールを実施する。 一般廃棄物の集積所・適正処理にかかわる指導及び啓発を行う。 一般廃棄物の減量及びリサイクルにかかわる指導及び啓発を行う。			↔				1週間	✓
		通常	収集運搬車両の被害状況を調査する。		↔					24時間	
	収集事務所	通常	生活ごみ・避難所ごみを収集・運搬する。 し尿を収集・運搬する。 収集車両を管理及び整備する。 資源・粗大ごみを収集・運搬する。			↔					✓
		通常	資源・粗大ごみを収集・運搬する。					↔			
	廃棄物処理施設	応急	各処理施設の緊急点検を実施する。 被害箇所を修理する。	↔	↔					24時間	
		通常	し尿を処理する。 資源・粗大ごみを処理する。			↔					
	災害時新設組織	渉外調整担当	応急	国・都道府県・他市町村からの支援について調整する。 民間団体等からの支援について調整する。			↔				
			通常	受援対応を行う。							
広報担当		応急	市民・ボランティアへの情報提供を行う。 市民からの問い合わせに対応する。 メディア対応を行う。	↔	↔	↔				24時間	
		通常	災害廃棄物処理を実施するための予算を確保する。 仮置場運営等を民間業者に委託する。 災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請を行う。			↔					
仮置場担当		応急	仮置場を開設する。 搬入物の確認及び分別指導を行う。	↔	↔					3日	
		通常	災害廃棄物の処理を進捗管理する。 廃棄物処理方針を検討する。			↔					✓

手順①

手順②、③

初動が遅れるとどうなるか



初動期の計画活用の例

- 災害廃棄物対策の担当組織
 - 内部組織体制、業務内容を記載
⇒ 迅速に発災後の災害廃棄物処理体制に移行できる。
- 仮置場
 - 仮置場候補地を定め、利用可能面積、現地の状況・周辺状況を調査
⇒ 条件の合う仮置場を迅速に抽出することができる。
 - 仮置場のレイアウトをあらかじめ定め、運営にあたる人員を定める
⇒ スムーズに仮置場の開設、運用開始できる。
- 住民への広報
 - 片付けごみの分別、ごみの出し方等を定めたものをあらかじめ周知
⇒ 災害直後の混乱期に、片付けごみの混廃化の未然防止

本日のプログラム

1 災害廃棄物処理計画策定の目的

2 本WGの概要及びスケジュール

3 事前アンケートの結果

4 北海道版ワークシートの紹介

5 計画の発災時の利用方法

6 **宿題**(災害廃棄物推計の対象とする被害想定の設定)



「対象とする災害」の設定

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。本市（町村）では、表1-3-1及び表1-3-●に示す被害が想定されている。

表 1-3-1 想定する災害（地震）

項目		内容	
想定地震		〇〇地震	〇〇地震
最大震度		〇〇	〇〇
建物被害	全壊	〇〇棟	〇〇棟
	半壊	〇〇棟	〇〇棟
	焼失：木造	〇〇棟	〇〇棟
	焼失：非木造	〇〇棟	〇〇棟
津波浸水面積		〇〇m ²	〇〇m ²
避難者数		〇〇人	〇〇人

対象とする災害：

- ・地震・津波
- ・水害、台風、高潮、土砂災害など

表 1-3-● 想定する災害（水害）

項目		内容	
想定水害		〇〇川	〇〇川
全壊		〇〇棟	〇〇棟

宿題：

貴自治体の災害廃棄物処理計画で、廃棄物量推計の対象とする災害をご検討いただき、第2回WGまでにメールでご提出ください。

記
して下さい。

「対象とする災害」の設定

- 「対象とする災害」の設定の考え方
 - 地震被害が大きいと考えられる自治体では地震を、水害の影響が大きいと考えられる自治体では水害を想定するなど、本計画で推計の対象とする災害をご検討ください。
 - 自治体の**地域防災計画**で想定している災害と一致することが望ましいと考えられます。
 - 地域防災計画で、想定災害による被害棟数等を示していない場合、また想定される被害棟数が非常に小さい場合(例:10棟未満)などは、既往災害のうち、被害が最も大きかったものを使用する考え方もあります。
 - なお、地震、水害ともに想定を作成しておくことが望ましいと考えられます。

【水害時の発生量を推計していなかったことによる問題の例】

水害時の発生量を推計しておらず、災害時すぐには推計できなかつたことから、被害の規模が分からず、確保した仮置場がすぐに逼迫し、その結果、住民からの苦情が殺到した。仮置場を次々に設置する必要性が生じる等、災害対応が後手に回った。

出典:災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン(R5.4)

「対象とする災害」の設定

北海道地域防災計画

北海道災害廃棄物処理計画

表1-6-1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
N9	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N10	石狩低地東縁	地震本部		既知	7.0以上 40以上
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

*断層モデルを公表している機関。地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議。

表2-1 北海道の被害想定のための対象地震

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田-砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ3km)	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ3km)	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km)	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯	45_1	根室沖・釧路沖	—
北海道南西沖	No.2	北海道留萌沖	No.2
(走向 N193E)	No.1	北海道留萌沖	No.2
(走向 N225E)			
日本海溝・千島海溝断層帯	—		

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）参考図表を加筆・修正

地域防災計画に対象災害の被害想定結果が記載されていない場合や
地域防災計画の記載内容が古い場合などに参照ください。

「対象とする災害」の設定

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定(令和4年7月公表)

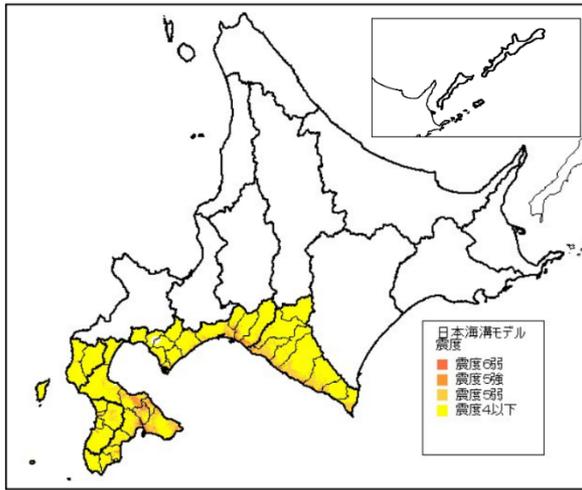


図1 日本海溝モデルの震度分布

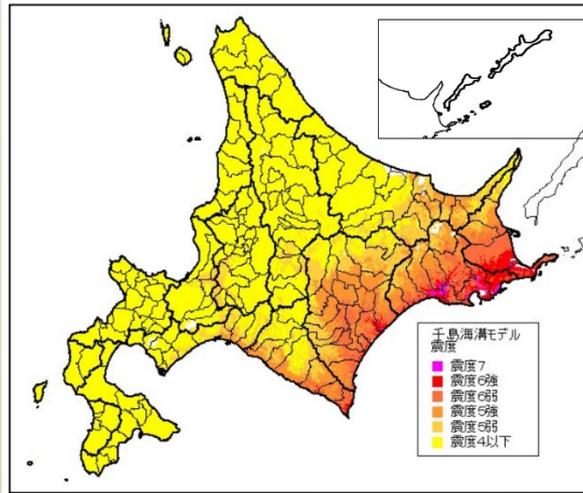


図2 千島海溝モデルの震度分布

建物被害(全壊棟数)(棟)・人的被害(死者数)(人)
【冬・夕】

市町村名	建物被害(全壊棟数)					人的被害(死者数)			
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	合計	建物倒壊	津波 早期避難率 高+呼びかけ	早期避難率 低	急傾斜地 崩壊
羅白町	-	60	20	-	90	-	-	10	-
標津町	10	30	290	-	340	-	10	640	-
別海町	160	40	380	-	580	-	40	350	-
根室市	720	200	2,400	10	3,300	10	1,300	2,300	-
浜中町	580	250	3,200	-	4,000	10	2,100	2,600	-
厚岸町	380	320	2,500	10	3,200	10	1,700	3,600	-
釧路町	390	90	1,400	10	1,900	20	1,300	5,700	-
釧路市	2,400	610	24,000	60	27,000	70	37,000	84,000	10
白糠町	320	190	3,700	-	4,200	10	3,600	4,600	-
浦幌町	330	40	550	-	910	-	270	300	-
豊頃町	160	20	310	-	490	-	250	250	-
大樹町	40	-	170	-	220	-	230	240	-
広尾町	130	20	440	10	600	-	50	310	-
えりも町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
標内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦幌町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新ひがし町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新ひがし町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日高町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
むかほ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚岸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
苫小牧市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白老町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
登別市	-	320	14,000	-	14,000	-	3,900	16,000	-
室蘭市	-	540	5,900	-	6,500	-	260	8,500	-
伊達市	-	20	3,400	-	3,400	-	-	2,900	-
洞爺湖町	-	-	910	-	910	-	-	660	-
豊浦町	-	-	390	-	390	-	-	310	-
長万部町	-	-	2,100	-	2,100	-	60	1,100	-
八雲町	-	70	3,900	-	4,000	-	130	3,200	-
森町	-	360	2,600	-	3,000	-	20	1,500	-
鹿部町	-	20	3,000	-	3,000	-	370	1,200	-
函館市	110	1,600	46,000	10	48,000	-	2,200	29,000	-
北斗市	10	510	11,000	-	12,000	-	5,800	17,000	-
木古内町	-	200	2,000	-	2,200	-	20	970	-
知内町	-	90	280	-	370	-	30	330	-
福島町	-	130	360	-	490	-	-	370	-
松前町	-	70	-	-	70	-	-	10	-

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による各市町村の建物被害、人的被害等の想定結果を確認することができる。

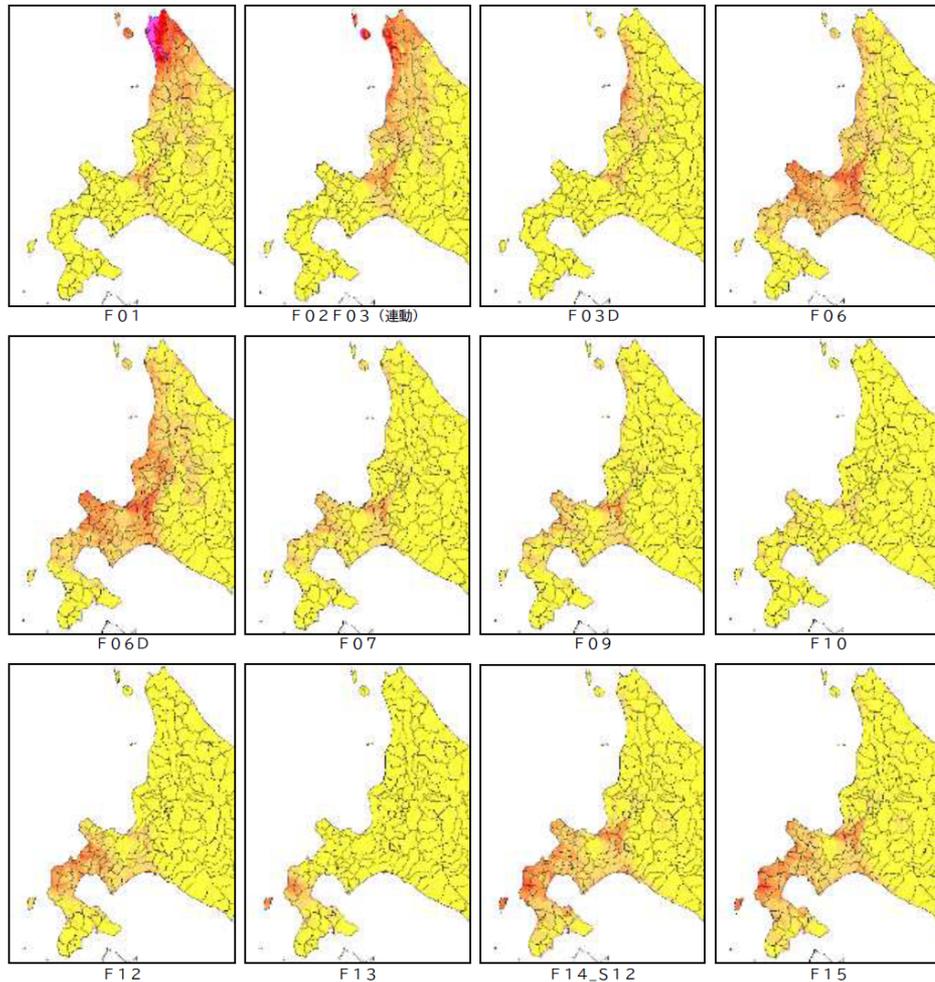
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html>

※ 千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。
 数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「-」はわずかな被害(5未満)。
 「四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
 「早期避難率高+呼びかけ」は津波避難ビル等を考慮した場合、「早期避難率低」は津波避難ビル等を考慮しない場合である。

「対象とする災害」の設定

日本海沿岸の地震・津波被害想定(令和7年6月公表)

【図1 震度分布】



稚内市

○建物被害

全壊棟数(棟)、流水の漂着等を考慮した場合の津波による全壊棟数(棟)、津波火災の出火件数(件)、屋外落下物が発生する建物数(棟)

断層モデル		建物被害(全壊)						流水による増加	河川による増加	津波火災	屋外落下物
		揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	地震火災	合計				
F01	夏・昼	3,700	190	1,300	20	40	5,200	-	-	-	3,700
	冬・夕	8,200	190	1,000	20	110	9,600	360	-	-	8,300
F02F03 (連動)	夏・昼	170	190	2,100	20	-	2,500	-	-	-	190
	冬・深夜	580	190	2,000	20	10	2,800	450	-	-	590
F03D	夏・昼	-	200	-	-	-	200	-	-	-	-
	冬・夕	20	200	-	-	-	220	-	-	-	10
F06	夏・昼	-	140	-	-	-	140	-	-	-	-
	冬・夕	-	140	-	-	-	140	-	-	-	-
F06D	夏・昼	-	120	-	-	-	120	-	-	-	-
	冬・夕	-	120	-	-	-	120	-	-	-	-

※被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入。「-」は5未満。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

日本海沿岸の地震による各市町村の建物被害、人的被害等の想定結果をア市町村別に確認することができる。

「対象とする災害」の設定

北海道の想定地震・地震被害想定 全道の地震被害想定調査結果 (平成30年2月公表)

全道の地震被害想定調査結果 (平成30年2月公表)

[概要版](#) (PDFファイル 10.7MB)

[報告書1](#) (pp.1-118) (PDFファイル 24.2MB)

[報告書2](#) (pp.119-212) (PDFファイル 17.5MB)

[報告書3](#) (pp.213-328) (PDFファイル 21.4MB)

[報告書4](#) (pp.329-444) (PDFファイル 22.0MB)

[報告書5](#) (pp.445-541) (PDFファイル 17.7MB)

[振興局ごとの被害想定結果](#) (PDFファイル 1.87MB)

[市町村ごとの被害想定結果](#) (EXCELファイル)

- [標津、十勝平野、富良野西部 \(2.59MB\)](#)
- [増毛、当別 \(2.76MB\)](#)
- [沼田砂川、函館平野 \(2.55MB\)](#)
- [石狩低地主部 \(2.96MB\)](#)
- [石狩低地南部、黒松内 \(2.31MB\)](#)
- [サロベツ、西札幌背斜、月寒背斜、野幌丘陵 \(1.82MB\)](#)
- [根室沖、十勝沖、三陸沖 \(1.45MB\)](#)
- [北西沖、南西沖、留萌沖 \(2.08MB\)](#)

プルダウンから
自治体を選択

	A	B	C	D	E
1	市町村名を選択してください	中標津町			
2	中標津町の地震被害想定結果			中標津町 (モデル30_1)	
3	被害想定項目	小項目		(冬の早朝)	(夏の昼間)
4	(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)		6.9	6.9
5	(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)		2箇所	2箇所
6		崩壊危険度B(箇所)		0箇所	0箇所
7		崩壊危険度C(箇所)		0箇所	0箇所
8	(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	11棟	4棟
9			揺れによる半壊棟数	122棟	98棟
10		液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満
11			液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満
12					2棟
13					1棟
14			3棟		
15			3棟		
16	(5)火災	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満
17			火災による重傷者数	1人未満	1人未満
18			火災による軽傷者数	1人未満	1人未満
19	(6)人的被害	計	死者数	1人未満	1人未満
20			重傷者数	3人	1人未満
21			軽傷者数	22人	6人
22	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満
23			急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満
24			急傾斜地崩壊による軽傷者数	2人	1人未満
25	火災被害による人的被害	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満
26			火災による重傷者数	1人未満	1人未満
27			火災による軽傷者数	1人未満	1人未満
28	計	計	死者数	1人未満	1人未満
29			重傷者数	3人	1人未満
30			軽傷者数	22人	6人
31	避難者数	避難者数	避難所生済者数	1,918人	1,950人
32			避難所外避難者数	1,033人	996人
33			避難者数計	2,951人	2,946人
34	(7)ライフライン	上水道の被害	被害箇所数	160箇所	160箇所

地震による各市町村の建物被害、火災被害、人的被害等の想定結果を調べることができる。

北海道の想定地震・地震被害想定

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/jishin_sotei.html

「対象とする災害」の設定

- 水害の被害想定の手法
 - 貴市町村の地域防災計画に記載している水害(建物被害棟数等が示されているもの)を選定してください。
 - 地域防災計画に建物被害棟数等の被害想定が記載されていない場合は、右の「水害に関する災害廃棄物発生量推計の手引き」を参考に建物被害棟数等を算出してください。

水害に関する災害廃棄物発生量
推計の手引き

令和6年3月

環境省 北海道地方環境事務所

「対象とする災害」の設定

「水害に関する災害廃棄物発生量推計の手引き」における災害廃棄物発生量推計の流れ

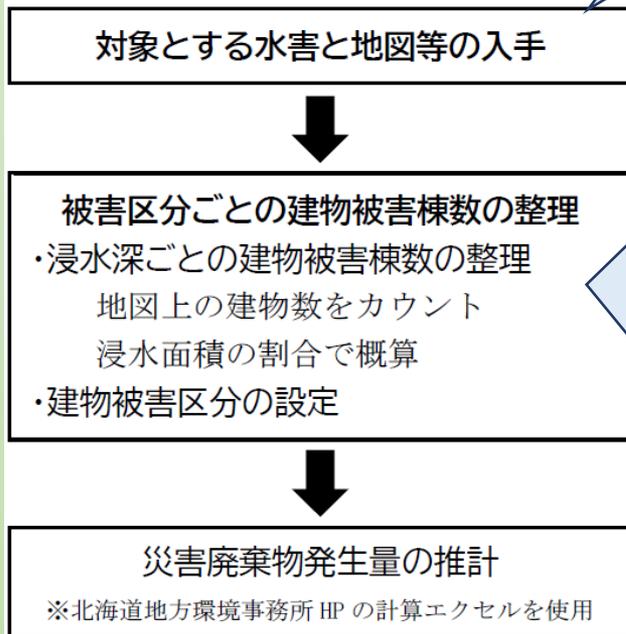


図 1-1 災害廃棄物発生量推計の流れ

ハザードマップや地域防災計画に示される浸水想定を確認し、災害廃棄物処理計画で対象とする水害を決定して、浸水想定区域図を入手する。また、北海道や北海道開発局においても浸水想定区域図を公表している。

手引きでは、建物被害棟数を整理する方法が2つ示されている。入手した地図等の情報に応じて採用する。また、浸水想定区域図等の浸水深に合わせて建物被害区分を設定する。

表 3-1 建物被害棟数の整理方法と特徴

方法	特徴
(1) 地図上の建物数をカウント	<ul style="list-style-type: none"> 全壊・半壊の浸水深に該当する建物を地図上でカウントする。 建物をカウントできる解像度の地図が必要。 建物が多い場合はカウントに時間がかかる。
(2) 浸水面積の割合で概算	<ul style="list-style-type: none"> 町囲の 浸水 建物

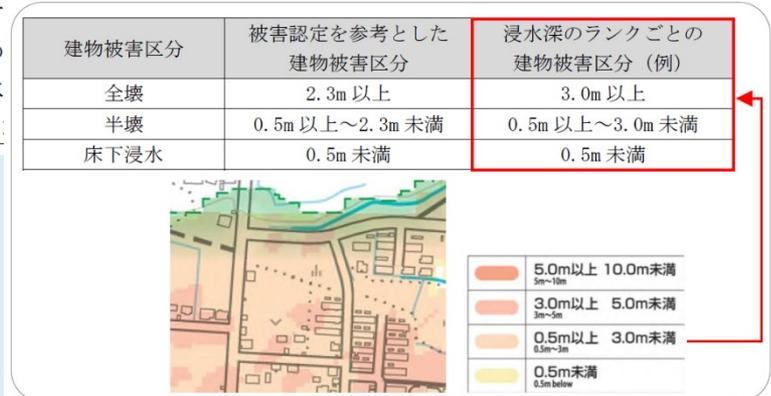


図 3-5 浸水深と建物被害区分の設定例